

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和2年9月28日(月曜日)
午後1時27分～午後3時49分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長 田 原 義 寛 副 委 員 長
 荒 山 光 広 委 員 三 好 睦 子 委 員
 秋 枝 秀 稔 委 員 藤 井 敏 通 委 員
 岡 村 隆 委 員 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 係 長
 篠 田 真 理 議 会 事 務 局 企 画 員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 波 佐 間 敏 副 市 長 杉 原 功 一 市 民 福 祉 部 長
 三 戸 昌 子 会 計 管 理 者 山 本 幸 宏 市 民 福 祉 部 次 長
 井 上 辰 巳 地 域 福 祉 課 長 古 屋 壮 之 高 齢 福 祉 課 長
 岡 崎 基 代 監 査 委 員 事 務 局 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午後1時27分開会

○委員長（杉山武志君） 皆さんお疲れさまです。ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案4件につきまして審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、荒山委員におかれましては、監査委員として……（発言する者あり）よろしいですか。荒山委員におかれましては、監査委員として各会計歳入歳出決算について意見書を提出しておられます。また、美祢市議会議員申合せ事項によりまして、議員から選出された監査委員は、質問、意見を控えていただくことになっておりますので、御配慮願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

各会計決算の認定議案4件ですので、会議規則第88条の規則規定により一括議題とし、各議案の説明後、質疑を行い、その後必要であれば、市長に出席いただき総括質疑を行い、各議案の討論、採決を行うことといたします。

それでは、審査を始めます。

その前に、議長、何かございましたら。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと1点。

教育民生委員の皆さん方に大変失礼なことをいたしました。

実は、総務企業委員会の際に、病院事業の事業成績について説明をいたしました。

本委員会においてはしておりませんので、できれば、今度決算——予算決算委員会のその他のところでもさせていただきたいというふうに思いますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。

それでは、審査を始めます。

最初に、議案第87号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） それでは、議案第87号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

説明は、主要施策成果報告書で御説明いたします。本書の22、23ページを御覧ください。また、歳入歳出決算書は13ページからになります。

国民健康保険事業の令和元年度決算は、歳入総額34億5,651万4,000円、歳出総額34億2,192万6,000円で、歳入歳出差引は3,458万8,000円となりました。

(1) 歳入歳出決算の状況について、最初に下段のイ歳出の主なものから決算額により御説明いたします。

歳出全体での構成比率72.0%と最も高い割合を占める2保険給付費は24億6,246万6,000円となっております。続いて、22.2%の比率を占める3国民健康保険事業費納付金は7億6,332万4,000円となっており、歳出総額は34億2,192万6,000円となります。

次に、対前年度比較で増減の多いものについて御説明いたします。

まず、増加額の大きいものとして、2保険給付費3,798万4,000円の増は、医療費の増加に伴う療養給付費及び高額療養費等の増加が主な要因でございます。

一方、減少額の大きいものとして、6基金積立金3億252万4,000円の減は、平成30年度において基金積立てを行ったことによる前年度繰越金の減少によるものです。また、7諸支出金8,733万5,000円の減は、保険給付費等交付金精算に伴う返還金、国庫等償還金及び直営診療施設拠出金、美東病院の医療機器導入等の減少が主な要因となっております。

令和元年度の歳出全体では、前年度に比べ、基金積立金及び国庫等償還金や直診勘定繰出金などの諸支出金が減少したことなどを主な要因として、歳出合計の対前年度比較では3億5,024万5,000円の減となりました。

次に、上段のア歳入の主なものを決算額で御説明いたします。

歳入全体での構成比率15.0%を占める1国民健康保険税は5億1,817万6,000円となっております。続いて、構成比率73.1%と最も高い割合を占める3県支出金は25億2,657万2,000円となっております。また、8.9%の比率を占める5繰入金は3億728万5,000円、2.8%の比率を占める6繰越金は9,782万2,000円が前年度繰越金となっており、歳入総額は34億5,651万4,000円となります。

次に、対前年度比較で増減の多いものについて御説明いたします。

1国民健康保険税は1,345万8,000円の減、これは、被保険者数が減少したことによるものが主な要因でございます。

6繰越金は3億9,618万円の減、これは、平成30年度において、基金積立てを行ったことによる前年度繰越金が——の減少が主な要因となっております。

また、国庫支出金につきましては、平成30年度における国保新制度の移行に伴い皆減となっておりますが、令和3年度から開始予定のオンラインによる資格認定の実施に伴うシステム整備のため、皆増となっております。

令和元年度の歳入全体では、前年度に比べ、前年度繰越額の減少に伴う繰越金が減少したことなどを主な要因として、歳入の対前年度比較では4億1,347万9,000円の減となりました。

令和元年度は、昨年度の国保制度改革に合わせた本市の賦課方式及び保険税率等の見直し後2年度目となりますが、被保険者1人当たり平均保険税は前年度比で582円の増額となりました。

また、前年度繰越額によるものを除いた単年度収支では約3,348万円のプラスとなっております。

次に、国民健康保険税の収納状況でございます。

右ページ、22ページの上段（2）国民健康保険税徴収率の状況を御覧ください。

令和元年度現年分調定額5億1,515万円に対しまして、収入済額4億9,448万2,000円で、徴収率は前年度比0.4ポイント増の96.0%となっております。

続きまして、滞納繰越分調定額1億3,025万6,000円に対しまして、収入済額2,369万4,000円で、徴収率は前年度比3.1ポイント増の18.2%となっており、現年分、滞納繰越分を合わせた徴収率は80.3%で、前年度を1.6ポイント上回りました。

なお、滞納整理につきましては、国の指針に基づく国民健康保険税に係る徴収方針及び本市の滞納整理事務処理要綱に基づき、収納対策課、現税務課収納推進室とも情報連携を行うとともに、督促状及び催告書の発送、納付相談、電話催告や個別訪問を行っており、早期の対応に努めているところでございます。

続きまして、中段の表（3）の世帯当たり、被保険者当たりの平均保険税ですが、令和元年度における1世帯当たり平均保険税は、前年度比93円減の14万4,705円となり、被保険者1人当たり平均保険税では、前年度比582円増の9万5,398円となりました。

次に、下段の表（4）被保険者加入状況でございますが、令和元年度における年間平均被保険者数は5,400人で、年間平均世帯数は3,560世帯となっており、御覧のとおり毎年度減少傾向にあります。

1世帯当たり被保険者数は、前年度比0.01人減の1.52人となりました。

以上で、国民健康保険事業特別会計決算についての説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ただいま説明がございましたけれども、二、三確認っていうか、させてください。

1つは調定額っていうのがあるんですけども、例えば、予算額とも若干違ったりということなんですけど、調定額っていうのは、どういう意味っていうか、どういう額のことを調定額って定義されてますか。まず1点ですね。

通常、調定額イコール予算じゃないかなというふうにも思うわけです。それが必ずしも一緒じゃないというところが非常にひっかかりますんで、何でその差が出てくるんかっていうところですね、1点。

2点目、収納率というところを今見ますと、前年に比べれば、確かに若干よくなってはいますけれども、実際に本来収納すべきっていうか——ものが収納できてない額でいきますと1億2,700万円もあります。

先ほどの説明では、いわゆる、この収納率のアップするために、具体的に国の方針、あるいは市の——に基づいてやられてるということなんですけど、実際、この額がなかなか減ってないと思います。多分、これは2年しかないですけども、ずっと10年遡ってもこの数字はあんまり変わってないんじゃないかなと。

やはり、行政として、国民健康保険っていうか、これの決算——ごめんなさい、この業務をやるということで、これは基本的には国の委託業務なんで、やり方は全て決まってると思うんですけども、大きな役目としては、徴収っていうか——徴税義務があると思います。

したがって、このいわゆる未納分っていうか、滞納分っていうか、これについて、本当に今のままのやり方でいいのか。その辺をどうお考えかお聞きしたいと思います。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） まず、調定額と予算額の差は何かという御質問についてですが、調定——まず予算額というのは、前年度の11月、12月頃に次年度の見込みを立てたものが当初の予算額ということになります。

調定額につきましては、予算額を見積もるときに、次年度の当初の調定額がどれ

ぐらいになるかっていうのは出すわけですけど、実際、新年度になって調定を改めて計算し直したところ、予算要求のときの調定額と差が生じるということに……

(発言する者あり)

○委員長(杉山武志君) ここでちょっと休憩をいたします。

午後1時46分休憩

午後1時48分再開

○委員長(杉山武志君) 休憩前に続き、委員会を開会いたします。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長(山本幸宏君) 大変すみませんでした。私がちょっと質問の趣旨を取り間違えて、説明を間違えてしまいました。

まず調定額、調定というものは、課税すべき金額であって——の総額ということになります。

予算額につきましては、それから入ってくるであろう見込みの額ということで、100%入ってくるわけではございませんので、入ってくるであろう見込みの額が予算額ということになるかと思えます。

以上です。

○委員長(杉山武志君) もう1つ、収納率。

○市民福祉部次長(山本幸宏君) それと、もう1つの御質問ですが、未収額の今後の徴収方針ということでございますが、今現在、国民健康保険税につきましては、過年度分は、現税務課の収納推進室のほうに主に徴収対策を行っております。

現年分につきましては、現課である市民課の保険年金係のほうで対応しているところではございますが、保険年金係におきましても、先ほど御説明いたしましたとおり、督促状の発送、催告書、それから納付相談等々行っておりまして、納付に応じていただけない方につきましては、保険証を短期証にするとか、それでもなお応じていただけない方につきましては、段階的に資格証明書に切り替えるとかっていう措置を取って、できるだけ納付していただけるような対応を行っているところでございます。

今後も、その対応を維持しつつ、収納推進室とも連携をして、滞納者の対応を今後も連携を強化して行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 杉原市民福祉部長。

○市民福祉部長（杉原功一君） 今の説明の中でございませんでした過年度分の滞納繰越分の調定額、いくらほど入ってくるはずだという金額でございしますが、これにつきましては、平成28年度につきましては1億6,400万円、平成29年度につきましては1億5,300万円、平成30年度につきましては1億4,200万円というふうに年々減少してきている状況でございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほどの山本次長の説明で、調定金——調定額と予算っていうのは、調定を見積もって、本来これだけ入るべきものだと。ただし、中には入らないものもあるだろうから、それを加味して予算にしておると。こういう説明だったと思うんですけど、そういう理解でよろしいですね。それが1点。

2点目、その滞納額については、たしかに若干減ってるということは、努力されてるんだと思うんですけども、実際、実務の方っていうのは、滞納されてる方がどんな経済状況で、なぜ滞納してるんかという、結構細かい個人情報にも入るかもしれないけれども、そういうところまで加味してっていうか——考えて、じゃあこの滞納者に対してはこうしようとか、そういうふうなことをやられていますか。

ただ単に、滞納を——機械的に滞納してるから督促状を送ろうと。督促しても駄目だったら、要は延滞金で取ろうと。それでも駄目だったら保険証を巻き上げるよというところ。本当に個々の事情ぐらいまで見ていらっしゃるんですか。多分、そこまで見ないと、なかなかこの滞納額を少なくするっていうのは難しいと思うんですよ。そこは実際に、どういうふうな対応をされておりますか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 市民課の保険年金係におきましては、短期証——資格証明書を交付する場合は、基本窓口に来ていただいて、そのときに納付相談を行うという形を取っております。

それに——納付相談に応じていただけない方につきましては、納付にもっていく話ができませんが、納付相談に応じていただいて、納付誓約書等書いていただける方も中にはおられます。

基本、過年度分につきましては、先ほど申しましたように、税務課の収納推進室のほうで、ほかの税と一緒に滞納について個別に行っていただいておりますけど、収納推進室のほうでも、納付相談に来られた方については、いろいろ実情をお聞きして、その方に合った納付方法を検討してもらっているところだと思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ほかに質問。田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君） すみません、少し教えていただいていたいたきたいんですけど、その滞納分について、例えば、大体5分の1ぐらいは滞納があったりするわけですけど、実際にこういう滞納があると、美祢市の財政面に何か多大な影響を及ぼすとか、あるいは美祢市は単に納付を（聞き取り不可）の機関で、お金自体の流れでいったらそんなに影響がないのか、どうなのかっていうところをちょっと教えていただければと思うんですけど。これぐらい未収があった場合に、何か具体的に予算に関して影響があるものでしょうか。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの田原副委員長の質問にお答えいたします。

1億からの滞納がございますが、今年度の決算におきましては、歳入歳出の差額が3,000万円ちょっと余りが——繰越が出たということで、財政的には、議員御指摘のように逼迫しているとは考えてはおりません。

ただし、先ほど藤井委員、田原副委員長がおっしゃるとおり、滞納額につきましては、今後も徴収に力を入れて、滞納額が減少するように今後も努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございせんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 何点かお尋ねします。一問一答でいきます。

まず1点目として、県の単位化になったんですが、先ほどの説明の中で県支出金がありましたが、この中に、県からの納付金として激変緩和措置もこの中に含まれているのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたしま

す。

平成30年度の国民健康保険制度改革によりまして、県が国民健康保険における財政運営の責任主体に移行した後におきましては、県が各市町の国民健康保険事業費納付金を算定するに当たり、市が県に納付する事業費納付金の急激な増加を抑制するために、激変緩和措置が実施されております。

しかしながら、これが令和元年度までの措置という——令和5年度までに終了する予定と今のところなっております。

以上です——つけ加えます。したがいまして、事業費納付金につきましては、激変緩和措置が取られていることから、減額をされているということになります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 審査意見書の22ページなんですけれども、基金が増加した原因は、基金積立金の利息が増加したものによるとありますが、この基金の運用についてお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 三戸会計管理者。

○会計管理者（三戸昌子君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

平成元年度では、国民健康保険の基金は……（発言する者あり）失礼いたしました。令和元年度では6億5,731万8,000円ございました。

これを昨年は7本の定期預金で運用をいたしまして、昨年度は特別利息——特別利率の利息がありましたので——失礼いたしました。基金は——基金の利息は82万5,725円利息がついております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 私は、いつも基金を使って国保税の負担が重いので、その負担を軽くするようにと言っておりますが、国保の負担について、均等割が結構負担になると思うんですが、少子化問題の解決にもなると思うんですが、第2子からの均等割の免除とかいうのは、この基金の中から——この7億ですか、あります基金の中から均等割の免除ということは考えられなかったのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、基金の積立てをしておる理由から申しますと、先ほど、事業費納付金の激変緩和が令和5年度をもって終了するという事となっていることから、激変緩和措置の終了後や、今後、保険税率等の県内での統一化等が——の動きがあることからの事業費納付金の増加に伴う財源の不足等について、国民健康保険基金で補っていくことが予想されます。

したがって、国保財政の安定化に向けてという観点からも、現時点ではそれに耐え得るだけの十分な基金の積立てが必要であると考えております。

それから、均等割の件ですが、均等割は応益割ということで、所得のある方の応能割——所得割による負担割合への偏りや被保険者間での不公平が生じることを抑えて、全ての被保険者の負担の均衡を保つためにあるものであると考えております。

また、先ほどの事業費納付金の激変緩和措置の終了、それから保険税率の見直し等も視野に入れて、その後においても健全な国保財政の運営に努めるという観点からも、今の段階では子どもの均等割等なくすということは、実質上困難であろうと考えております。

なお、少子化対策としましては、福祉医療助成事業での未就学児から中学生までを対象にした医療費助成事業等が実施されているところであります。

以上のことから、子育て世代の経済的な負担軽減につながる子どもの均等割保険税の撤廃等につきましては、保険者間の負担の均衡、それから健全な財政運営、それから少子化対策の一環としての子育て支援事業などを総合的に判断して、慎重に取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の保険者間の均衡と言われまして——子どもの医療費の均等割のなんですけど、国保は子どもが3人おったら3人分かかるんですけど、今、保険者間の均衡と言われましたけど、けんぽとかああいうのには、社会保険ですかね——いうのには、子どもの頭数が何人おろうと変わらないので、今の均衡と言われたほうはちょっと違うかと思いますが。

慎重に考えたいと言われたので、前向きに考えていただきますようお願いしまし

て、次の質問に移ります。

基金があるっていうので、私はいつも国保税負担を軽くしてと言っておりますが、やはり軽くないんでしょうか。

先ほど言われましたけど、激変緩和措置が令和5年で切れると言われましたが、それまでって言われましたけれど、それは今、令和——そのうち、何ていうんですかね、情勢も変わってくると思うんですが、今が本当に大変なので、コロナの関係もありまして、国保がなかなか払いづらくなると思うんですが、そういう点から見て国保を軽くできないのでしょうか。お尋ねします——できなかつたのかお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 基金を活用して保険税をもう少し——保険税の負担軽減をとということではございますが、先ほども基金の積立ての根拠等々説明いたしましたとおり、今後予想される事業費納付金の増額等を備えて、基金の積立てを行っているところであります。

新型コロナウイルス対策としては、保険税の減免申請等がございますが、これまでに7名、8件の方が減免申請の——8件の減免申請に対しまして減免の決定をしております。このうち、令和元年度の国民健康保険税を対象としたものは1名、1件の減免申請に対しまして、減免の決定を行っておるところです。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 杉原市民福祉部長。

○市民福祉部長（杉原功一君） 三好委員からの今、御意見ございました負担の均衡ということでございますが、これは被保険者間の負担均衡ということで、国民健康保険に入っていらっしゃる方の負担均衡という考え方でございます。他の保険との均衡という意味ではございません。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 意見書の24ページなんですけれど——審査意見書の24ページなんですけど、ここには保険者数が記載してありますが、人口に対しての割合については分かりますが、問題は失業された——失業をした、あるいは非正規で、パートとか臨時とかで、社会保険から外れた方が国保に加入しなければいけないんです

が、なかなか国保に加入できない、次にまた会社を辞めてもまた次の会社に入れるかも分からないと、国保に入れたい人がいらっしゃるのではないかと思います、その間が短い場合はいいんですけど、なかなか今の情勢から見ても無保険者が早期に——無保険者の方が増えるのではないかと思います、早めに国保に加入してもらうことが大事と考えますが。

以前に私は、国保の——いらっしゃって、いろいろお世話をして、何ていうんですか、国保に入っておらなかったけど国保に入っていたんですが、本当に助かったと。その後病気されたんですけど、本当に助かったと言われました。その間ちょっと無保険やったわけなんですけれど、そういうのが早く見つけて保険に入っていたので、国保に入っていたので本当助かったんですけど、こうした無保険者っていうのが、この24ページでは分からないですが、この点はつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 離職された方の把握とかになると思うんですが。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 会社を辞められたりして、被用者保険から外れた方等につきましては、市民課の保険年金係、年金のほうの手续も扱っておりますので、そちらの年金のほうの情報から、この方会社を辞められたのではないかとかという情報をつかんで、こちらからお声がけをすることもありますが、基本、会社を辞められて被用者保険がなくなられた方は、国保に加入するための届出をしていただくことが基本となっております。

だから、市としまして、無保険の方については、はっきりとは数を把握しているとはいえま——把握することは困難ですので、唯一保険の——年金の情報からぐらいしか知る手だてがございません。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 申出があれば、空白が空かないように処理されるっていうことですね。よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 長々時間取って申し訳ないんですけど、なぜこれ言いますかっていうと、何ですかね、長い間——それは退職してから1年はあれがありますよ、今言われましたけど、あります。（発言する者あり）2年ですかね、あります。私もその経験してますから分かりますけど……（発言する者あり）すみません、アド

バイスいただきました、任意継続です。

それで、そういうのに入ってる人はいいんですけど、その保険が切れて、そのままずっと、次のまた職場が見つかるだろうと。それで、ずっと保険に入っていないままだった場合に、次に国保に入るときに、空間だった部分の保険料を払わないと、国保に入れないわけなんです——ですよ。

だから、その負担があって、なかなか保険——国保に入りづらいというところがあるのではないかと思うんですが、私が思うのは期間中……（「委員長、国民皆保険の制度なんじゃから。ちょっと根本が違ってるから」と呼ぶ者あり）

○委員長（杉山武志君） 社会保険でも遡らんにゃいけんわけですから。国保だけじゃないですから。（発言する者あり）

○委員（三好睦子君） いいですか。皆保険制度ですけど、皆さん入っておられますかね。（「入らんにゃいけんのですよ」と呼ぶ者あり）いや、私が知ってる限りでは入っていない無保険の方もるので……（「入っていないこと自体が問題なんよ」と呼ぶ者あり）でも、そこを何とかせんにゃいけん……（発言する者あり）

○委員長（杉山武志君） 次の質問。

○委員（三好睦子君） 次の質問——これで終わりです。ありがとうございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございますか。よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほどから基金の話がありましたけれども、基金を積み立てたり、あるいは取り崩したりというか、ただ基金を積み立てようと思ったら、財源が当然、どっかからお金を持って来んといけんわけですよ。

だから、例えば、過去の10年かぐらいの基金の推移っていうのがあるんですけども、今は結構積み上げられ——積み立てられて7億というか、なってますけども、以前は2億4,000万円ぐらいだったというのが長らく続いてたと思います。

今回積み立てられたとしたら、その財源っていうか——はどこ——何の財源で積み立てをされてますか。ちょっと参考までに教えてください。

○委員長（杉山武志君） 基金の積立ての一覧に載ってないですかね。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 基本的には、基金の積立てに充てるのは、毎年度の繰越金を充てることになろうかと思います。基本的には、繰越金は国からの補助金等の償還金、それから保険税の還付金などに充当——まず第一に充当することに

なっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。（発言する者あり）杉原市民福祉部長。

○市民福祉部長（杉原功一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

繰越金というのは、収入は税もございまして、国からの補助、いろんなお金がございまして。その全体の中から必要な支出金を出しておりますので、どこからということはなく、収入全体の中から支出を引いた残りを繰越金として考えて計上しております。その中から、今言いましたような国への還付——国への償還、もしくは個人への還付等を差し引いた残りがある程度予備費として残しまして、残りを基金等に積み立てるようにしているところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで10分間ほど休憩を取りたい……10分休憩を取ります。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に続き、委員会を再開いたします。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほどの質問で、滞納に対する対応ということで、例えば督促状で、場合によっては保険証を巻き上げるというか——という発言をいたしましたけれども、いろいろお聞きしたところ、実際には保険証の期間を短期にするとかいうようなやり方で、実際対応されておるということですので、私の発言は非常に不適切であったということで訂正いたします。

○委員長（杉山武志君） 承知しました。

なお、先ほど来から制度に関わります質疑等が少し出ておるように思われます。資料に基づき、決算の認定に関わる御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 杉山委員長の議事の進め方についての意見でございますけど、やはり、ただ単にこの数字だけどうのこうのっていうんじゃ、実質的な意味はない

と思います。

やっぱり根本は、この制度そのものという、それを前提にどういうふうになってるかということが大事だと思いますので、ただ単に、決算に関する数字だけで、もうほかのはやめてくれっていうのは私はおかしいと思います。

やっぱりそこは、もし非常に——この委員会で判断して、やっぱりこれはもう今この場じゃなくて、例えば、別のところで勉強してもらおうとかいうふうに委員長が判断されれば、それで司会をとるか、進行していただければいいと思うんですけども。もう、あくまでも決算に対するこれは審議なんだから、それに関するとか、もうそのこのところのみで質問をしないでくれっていうのは、私はおかしいと思います。

○委員長（杉山武志君） 言葉が足りませんでした。国の制度とか、そういったことに対する質問という意味でございました。お詫びしておきます。

それでは、次に、議案第90号令和元年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） それでは、議案第90号令和元年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について御説明させていただきます。

成果報告書に沿って、28ページになりますが、歳出から御説明させていただきます。

まず、1住宅資金貸付費でございます。

需用費、役務費等、一般事務費といたしまして9万5,000円支出しております。次の公債費につきましては、簡易生命保険資金償還金でありまして、償還計画に基づき88万4,000円を支出しております。さらに、前年度繰上充用金を2,602万9,000円措置しております。

次に、歳入でございます。

県支出金は、住宅資金事業実施に係る事務費県補助金で6万9,000円ほど受け入れてございます。続きまして、諸収入は、償還金を徴収した住宅資金貸付金元利収入で、127万4,000円であります。

以上により、住宅資金貸付事業の令和元年度決算は、歳入総額134万3,000円、歳出総額2,700万8,000円で、歳入歳出差引き2,566万5,000円の歳入不足が生じております。これは、貸付金の元利未償還によるものであり、このため、さきの5月臨時

議会におきまして、翌年度の歳入金2,566万5,000円を繰上充用しております。

なお、令和元年度末の償還金徴収の対象者でございますが、7人となっております。

未償還分の徴収につきましては催告を随時実施し、個別に協議を行っているところであり、今後も引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） この住宅資金の貸付事業については、5月だったですか、6月だった——補正予算のときにも、私いろいろしつこく質問させていただきました。

再度ちょっと確認なんですけれども、この貸付事業特別会計っていうのは、たしか公債の償還期間が来年だったか再来年をもって、一応もう終了するというふうな説明だったかと記憶しております。

というのが、以前、例えば、市のほうでお金を出して住宅を取得していただいてという、そういう事業はそれなりの意味があったかと思うんですが、もう今現在、市のほうが貸付金を出して住宅に充てるとかいうふうなことはもう意味がないと。

例えば、家を建てるというときに、市から融資を受けるっていうようなことはなくて、多分銀行とかでと思うんですね。したがって、もはやこの住宅資金の貸付事業っていうのは、存在意義がないといっても過言ではないかと思うんです。

質問ですけれども、この貸付事業っていうのは、本当、今後どういうふうにするのかということ。前回も、いろいろ根掘り葉掘りお聞きして、結局回収できてない金額っていうのが3,000万だったか、あってというか、もういつそのこと不納ということで落としたらとかいう話もさせていただいたかと思うんですけれども。

その辺の未回収のものについての対策、あと何年ぐらいやる事業なのか、未回収部分をどうされるのか、この2点、改めてちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

まず、この事業でございますが、貸付けを実際に行っていたのは、昭和52年から平成8年度までということで、今現在はもう貸付けの事業は行っておりません。

それから、最終の貸付けが平成8年でございますので、簡易生命保険への償還

は平成33年、いわゆる令和3年、来年度で一応終了する予定となっております。

今年度収入が、償還金が127万4,000円返済をいただいております。このように、毎年130万円前後は確実に償還をしていただいておりますので、令和3年の郵政への償還が終わった時点で、今こちらとしては特別会計を閉じて、残りの徴収を粛々と行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第92号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第92号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

説明につきましては、主要施策成果報告書により説明させていただきます。報告書の30ページ、31ページになります。

御承知のとおり、介護保険事業につきましては、3年度ごとに改定される介護保険事業計画に沿って運営されており、令和元年度につきましては、第7期介護保険事業計画の2年目、中間年に当たっております。

歳入歳出決算の状況といたしましては、歳入総額が33億2,534万1,000円、歳出総額が32億6,610万5,000円となりまして、歳入歳出差引額は5,923万6,000円となっております。

それでは、まず、歳出について御説明いたします。

（1）歳入歳出決算の状況の下の表、イ歳出のほうを御覧いただければと思います。

まず、区分1の総務費につきまして7,284万9,000円、対前年度比で685万3,000円、8.6%の減となっております。

これは、平成30年度において、3年に1度の介護報酬全体の見直しに伴い実施された介護報酬改定に伴うシステム改修経費819万円が30年度において支出されたところでありまして、令和元年度は、ここまでの大規模なシステム改修を要しなかったことが影響しております。

次に、区分2の保険給付費につきましては29億3,422万6,000円、対前年度比899万6,000円、0.3%の減となっております。

その内訳につきましては、次の31ページに、(3)給付の状況に掲載しております。

給付状況につきまして、主なものについて御説明させていただきます。

まず、介護予防サービスを取り巻く状況といたしましては、美祢市における高齢化率は上昇を続ける中、65歳以上の第1号被保険者に対する要介護認定者数の割合、要介護認定率に関して、ここ数年低下傾向にあります。

この状況下において、まず居宅介護サービス、介護予防サービスについてですけれども、対前年度比201万4,000円、0.5%増の15億4,602万7,000円となっております。これは、主には訪問介護並びに通所介護の利用回数が増えたことを受けたものが影響しております。

次に、施設介護サービスにつきましては、対前年度比1,471万8,000円、1.2%減の11億7,517万円となっておりますけれども、これにつきましては、介護老人福祉施設などの施設系サービス利用者の減少、利用者数に換算して約3%強の減少が影響しております。

保険給付費全体の動向といたしましては、先に述べました要介護認定率の減少傾向によりまして、毎月国保連合会で実施される審査件数の減少に伴いまして審査支払手数料は減少しておりますが、居宅介護、介護予防サービスにおいて、特に現状では通所系サービスの利用需要の高まりなどから、1人当たり給付額の増加の影響から、高額介護サービス費も増加している状況にございます。

それでは、再び30ページになりますけれども、歳出の区分3地域支援事業費につきましては、総合事業や介護予防事業、地域包括支援センターの運営に係る経費などを支出しております。

制度改正が30年度に完全実施されたことから、ここにつきましては、ほぼ前年度並みの支出総額となっております。

続いて、区分4の基金積立金につきましては5,837万7,000円、対前年度比で297万7,000円の増となっておりますけれども、これは、平成30年度分の決算に伴う実質的な残額を基金のほうに積み立てたことによるものでございます。

次に、区分5の諸支出金につきましては、給付実績に対して、超過交付となって

おりました前年度の国県支出金等、この精算に伴う返還金等の支出であり、5,722万7,000円、対前年度比で2,738万1,000円の減となっております。

次に、歳入につきましましては、上段のア歳入の表になります。

歳入総額につきましましては、先ほど申しましたとおり33億2,534万1,000円、対前年度比で9,514万3,000円、2.8%の減となっております。

金額的に大きなものについて御説明いたしますと、まず区分1の保険料、これにつきまして、決算額6億7,667万2,000円、対前年度比較1,431万8,000円、2.1%の減となっておりますけれども、これにつきましては、令和元年10月から消費税率の改正に伴い、低所得者に対する負担軽減措置が取られたことに伴い、その影響が生じておるところでございます。

区分3の国庫支出金におきまして、決算額7億7,461万9,000円、対前年度比5,136万1,000円、6.2%の減、区分4の支払基金交付金におきましては、決算額8億810万5,000円、対前年度比632万円の減となっております。

また、区分5の県支出金においては4億6,094万3,000円、対前年度比962万2,000円、こちらも減となっております。

次に、区分7繰入金におきましては、決算額4億8,345万9,000円、対前年度比1,091万8,000円、こちらは2.3%の増となっております。

これは、先ほど区分1の保険料で申し上げました消費税率改定に伴う低所得者に対する負担軽減措置、こちらを取ったことから、介護保険財政への影響を解消することを目的として、国の財政措置を伴う一般会計繰入金のうち、低所得者等保険料軽減繰入金が設けられたことに伴うものでございます。

続きまして、介護保険料の収納状況につきましては、隣のページの(2)の介護保険料徴収率の状況を御覧いただければと思います。

令和元年度におきましては、現年度分、滞納繰越分合わせて調定額6億8,824万3,000円、これに対する収入済額は6億7,667万2,000円、徴収率につきましては98.3%となっております。

これに対し、不納欠損額は207万9,000円、収納未済額は949万1,000円となっており、こちらも引き続き保険料の未納者に対しましては、督促状の送付、また、こちらの当初賦課で指定した1期ごとの金額での納付が困難な方々に関しては、個別の納付相談を積極的に行い、アプローチを早く行うことによって早めの対応に努め、

納付の強化に当たることとしております。

最後に、基金の状況について御説明いたします。

今通知を発信しておりますけれども、歳入歳出決算附属書の224ページになります。

こちらの上から3段目、(11)介護給付費準備基金の表になりますけれども、令和元年度中に5,837万8,000円の積立てを行っておりまして、令和元年度末の現在高については2億2,043万4,000円となっております。

議案第92号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についての説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

要介護3になると特養に入所できるんですが、入所者の推移が分かればお尋ねします。

それと、要介護以外の方で特別な理由がある場合は入所できるんですが、そういう方が分かれば——全体でもいいですからお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、最初に、御質問のあった施設入所者の状況でございます。

今ちょっと手元にある数字が各年度3月末の状況になっておりますけれども、令和元年度——令和元年度3月末、要は今年の3月末の施設入所者に関しては、特養、老健、そして介護療養型医療施設、また介護医療院に入所されてる方は397名となっております。

対して、前年令和元年3月末におきましては404人、平成30年3月末に関しては405人、大体この五、六年間の平均としましては約405人前後で推移してきておりますけれども、令和2年3月の状況については、若干施設利用者は減少しているような状況にあります。

また、参考までなんですけれども、市内の施設の1つである利用状況が把握できます施設が、老健のグリーンヒル美祢がこのたびの決算の状況で様々な数字を出していただいておりますけれども、そこでの入所数の状況を確認しましたら、令和元

年度におけるグリーンヒル美祢の入所者数の対前年度比2.5%減の97.45%に若干落ち込んでくるような状況もありますので、特に70床持つておられますから、その辺の影響も大きかったのではないかというふうに考えております。

それと、特養に関しては、入所要件といたしまして、要介護認定、要介護度3以上の入所が原則となりますけれども、要介護2の状況であっても、その高齢者の方の様々な状況を踏まえて、在宅での生活がなかなか非常に困難であるとか、それとか、市では養護老人ホーム共楽荘を持つておりますけれども、共楽荘での生活援助ではなかなか難しいというような場合があれば、特例的にではありますけれども、要介護2の状態であっても、市の許可になります、特養への入所を許可するケースもございます。

ただ、ちょっとその件数、現状今何名の方がおられるかというのはちょっと手元にないんで、御承知いただければと思います。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 訪問介護ですけど、ヘルパーの訪問介護ですけど、この利用状況なんですけど、週に1回とか2回とかそれ以上とかもあるんですけど、この利用状況をお尋ねします。

それと、デイサービスの推移についても、利用状況についてもお尋ねします。平均的に何回が多いんでしょうか。これも加えてお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

今、訪問介護に関する利用状況、また、通所介護に関する状況について、推移ということもありましたが、今手元にある数値で言いますと、まず受給者1人当たりの利用日数、回数につきまして、平成29年から30年、令和元年の平均的な利用回数、日数を申し上げますと、平成29年では、1人当たりの平均利用日数、回数は13.5日、それが平成30年度になると16.5日、そして令和元年度では17.0と、ここ3年間増加傾向を見ております。

こちらのほうは、在宅で生活される高齢者が増えているというか、可能な限り在宅での生活支援ができてきているというふうに考えております。

また、通所介護につきましては、これも平成29年からの状況を申し上げますと、平成29年が1人当たりが7.8、30年度では11.0、令和元年では12.3と、こちらのほうも

非常に利用意向の高い介護サービスとなっております、特に通所介護においては、全国平均より約2.5ポイント高い傾向を見てます。

この理由に関しましては、特に、今地域包括支援センター等々で、元気な高齢者の方々の通いの場の構築を図っておりますけれども、要介護認定を受けられた方々の通いの場としては、この通所介護サービスが最適なサービスになるかと考えております。

特に、送迎のサービスも付いておりますので、1週間のうち希望する曜日等に一日等でのサービスに对应されているのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。

基本チェックリストによる審査が開始されてるんですけど、該当された方と、該当、非該当者の割合っていうのは分かるのでしょうか。

それと、37ページの先ほど聞いた受給者——認定者の——これ関係ないですね。今の件でお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 執行部、すぐに分かりますか。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいんですが、チェックリスト——チェックリストの該当者か、それに該当しなかった方っていうところなんですけども、基本的には、まず窓口は地域包括支援センター、美祢市内2か所あります。そちらの職員が対応することになるかと思うんですけども、大体相談に来られた高齢者の方の状況を見ながら、チェックリストのほうで利用するのか、もしくは、もう要介護認定の申請にまでこぎ着けるのかっていうところをまず判断されるのではないかと考えております。

ということで、その窓口で、非該当ということにはなかなかかなりづらいんじゃないかと考えますけれども、現在そちらのほうで、チェックリスト該当のほうでケアプランを作成した件数、これ延べ件数になりますけれども、令和元年度におきましては、約1,900件のチェックリスト該当者に対してケアプランを作成している状況にあるということでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 1,900件と言われましたけど、このチェックリストがない場合は、もっと要介護認定を受ける人が多かったと——介護——多かったんでしょうか。認定でなくて利用するのに。利用計画とか作成——だから、認定を受けて、デイサービスとか訪問介護を受けたいよってという方が——このチェックリストで何かこう、ちょっと言い方が悪くてあれですけど、必要な人と——チェックリストで介護が必要な人と必要でない人の——今の該当と非該当になるんですけど、このチェックリストがない場合——ないときと、どうだったかっていうことが知りたいんですけど。

○委員長（杉山武志君） 三好委員、これチェックリストがあるないで、状況が変わるものかどうかという質問でしょうか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 介護保険を払ってるけど、この審査意見書の中では認定者数がありまして、介護保険——介護保険者——被保険者数の割合としては、実際に受けておられる方18.1%とかありますけれど、ここに係ってくるんじゃないかと思ったのでお尋ねしました。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御指摘になるかと思えますけれども、審査意見書のほうにある要介護認定率18.1ぐらいだったと思うんですけども、こちらのほうについては、要支援1から要介護5までの認定を受けられた方の数が、65歳以上の第1号被保険者に対してどれぐらいの率になってるかっていうのを表しています。先ほどのチェックリスト該当者については、この中には入っておりません。ですから、ちょっと比較となると平成28年か29年——29年の半ばからの中途半端な移行だったと思いますので、ちょっと一定年、昔の数字を集めてこないで、現状との比較っていうのはなかなか難しいかもしれません。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 先ほどの滞納関係で、千数百万円ほど滞納があるということですが、これはあれですか、普通は特別徴収——普通徴収が主に残っておるわけですか。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 秋枝委員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的に、介護保険料、年金からの天引きの特別徴収という形を取りますけれども、状況によってとといいますか、まず65歳になられて、初めて介護保険の第1号被保険者の資格を受ける、持たれるわけですが、その当初から年金の特別徴収というのは、なかなかできないところです。

そういう方々であれば、その次の年ぐらいからの特別徴収に切り替わるわけですが、その間は基本的に普通徴収。それとか、毎年4月1日で、その年度の介護保険料の当初賦課を行いますけれども、こちら、被保険者の方の所得状況等の確定を待って行いますが、年度途中でその所得状況が変わって——よくあるのは修正申告等で所得状況が上がって、非課税だった方が課税の世帯になったというときに、保険料の段階がかなり変動いたします。

その年度中にそういう状況が起きると、一旦その特別徴収が落とされる——年金機構のほうから、特別徴収は一旦取りやめるといような措置も取られることもありますので、そういったところで……。それとか、そもそもその年金からの特別徴収ができない、引き落とし——引き落とす——引き落としに耐え得るほどの収入に満たないというケースもありますけれども、基本的には、この滞納繰越分に上がっている保険料の徴収方法については、普通徴収の方法によるものになっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 分かりました。

それと、もう1つ、不納欠損ですよ。不納欠損、先ほど二百数十万言われました。

これは、どういう理由かということをお聞きいたします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 秋枝委員の御質問にお答えしたいと思います。

一応、介護保険料、こちらは民法に基づく債権管理になりますけれども、基本的に何もしなければ、納期限以降2年間で時効を迎えます。

ただ、それを黙って滞納を見逃すっていうことはできませんので、係員の中で、毎回催告書——期別の催告書、督促状に催告書、あとは納付相談等により——ちょっと最近、今年度の4月でちょっと民法改正になりましたけれども、納付相談から分割納付、分納につなげて、民法上の152条の規定で、その時効期間を延長するなど、

様々な取組を行ってます。

しかしながら、特に独居の高齢者の方、一応基本的に債権は相続されるものから、そういう御家族等の調査は行いますけれども、なかなかその辺が追っていかれないという高齢者の方もおられますので、そういった方については、最終的には不納欠損という手続を取らせていただいております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） じゃあ、時効にかかったというのが主ということでございますか。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 秋枝委員の御質問ですけれども、認知症を患われた方、特にちょっと重くなりますと、記憶等もなかなか定かになってこないということもありますけれども、そういった方々に関しましても、一応御家族の状況等はお調べしますし、分かり次第、そちらのほうにもアプローチをいたします。

また、最近では成年後見人制度の普及も始まっておりまして、そういった方々のついておられる情報を得られれば、そういう後見人の方々へのアプローチ等も含め、極力、不納欠損につなげないような対応に努めておるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第93号令和元年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について、執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） それでは、議案第93号令和元年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

主要施策成果報告書32、33ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の令和元年度決算は、歳入総額4億6,203万6,000円、歳出総額4億6,136万9,000円で、歳入歳出差引額は66万7,000円となりました。

続いて、（1）歳入歳出決算の状況について、まず、ア歳入の主なものから決算額により御説明いたします。

構成比率の大きなものとしまして、区分1後期高齢者医療保険料3億2,715万5,000円と区分3繰入金1億3,346万4,000円が全体の99.7%を占めております。

区分1後期高齢者医療保険料については、対前年度比1,223万5,000円の増、これは令和元年度において、世帯の所得状況に応じた保険料軽減特例の一部が見直されたことが主な要因となっております。

区分3繰入金につきましては、対前年度比514万5,000円の減、これは、山口県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険基盤安定負担金に充当する保険基盤安定繰入金金の減少等が主な要因となっております。

また、国庫支出金につきましては、平成30年度におきましては、保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修に係る国庫補助金の交付109万6,000円の皆増となっておりますが、令和元年度におきましては、システム改修等がなかったことにより皆減となっております。

したがいまして、歳入の合計は4億6,203万6,000円で、対前年度比では356万8,000円の増となりました。

次に、イ歳出の主なものを決算額で御説明いたします。

構成比率の大きなものとしましては、区分2後期高齢者医療広域連合納付金が4億5,650万円で全体の98.9%を占めており、対前年度比で541万1,000円の増となっております。これは、歳入のところでも御説明いたしましたが、納付金のうち、保険料収入の増加に伴う保険料納付金の増加が主な要因となっております。

したがいまして、歳出の合計は4億6,136万9,000円、前年度比で329万9,000円の増となっており、歳入歳出の差引きは66万7000円のプラスとなりました。

次に、下段の(2)後期高齢者医療保険料徴収率の状況でございます。

現年分調定額3億2,618万7,000円に対しまして、収入済額3億2,621万8,000円で徴収率は100.0%となり、対前年度比では0.1ポイントの増となっております。

続きまして、滞納繰越分は調定額268万3,000円に対しまして、収入済額93万7,000円で徴収率は34.9%、対前年度比で9.9ポイントの増となっております。現年、滞納繰越分を合わせた徴収率は99.5%となり、前年度を0.3ポイント上回っております。

なお、滞納整理につきましては、随時納入のための相談を行い、また電話催告や戸別訪問も行っており、早期の対応に努めているところでございます。

続きまして、右ページを御覧ください。

上段の表（3）被保険者1人当たりの平均保険料ですが6万833円、上段の表（4）年間平均被保険者数は5,362人となっております。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計決算の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 現在の後期高齢者医療制度の医療保険料は、所得割が10.28%、均等割が5万2,444円でしたよね——となっておりますが、この国民年金——年金の多い方はまあまだ——国民年金——農家とか国民年金でいらっしゃる高齢者の方、また働くにしても働き場所もない、こういった収入の少ない人たちにとっては非常に重い負担となっていると思いますが、2020年——先ほども説明がありましたが、2020年から軽減措置がなくなるということなんですが、この厳しい生活を余儀なくしていくようになるんですが、こういったことが33ページにも表れ——保険者1人当たりの平均保険料の中にも含まれ——表れておりますが、今後、こういった表れた状況についてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療の保険料につきましては、山口県後期高齢者医療広域連合におきまして、これぐらいなら保険給付等を賄っていけるであろうという均等割額と所得割額における所得割率を広域連合のほうで県下一律に計算して、保険料が賦課されているところでございます。

保険料につきましては、所得に応じて、33万円以下の方は7割軽減、それから、33万円プラスほかの被保険者1人当たり27万5,000円の方につきましては5割、それから、被保険者の所得が50万円、所得50万円の方につきましては2割というふう

に、所得に応じて軽減措置が設定されているところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 私の認識不足かも知れませんが、今の7割、5割とか言われた軽減措置はもう今年——2019年のときにはあったんですが——あったんですよ

ね。でも、今はないっていうことですよ。

でも、あったけれど、こんなふうに33ページにあるように、保険料が上がってるということをどのように見られるかと思ったんですが、どうなのでしょう。もう仕方がないことなのでしょう。

○委員長（杉山武志君） これは広域連合のほうで決まっている数字ですよ。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 保険料の軽減措置についてですが、先ほど、所得に応じて7割、5割、2割の軽減があると申しましたが、そのうち7割軽減の方につきましては、平成30年度までさらに上乗せして9割の軽減——2割軽減を上乗せして軽減措置されておりましたところを、令和元年度から3年間かけて、段階的に本則の7割に戻していくという措置が令和元年度から始まっております。

令和元年度に軽減——本則7割軽減の方につきましては、それが8割に——9割から8割に軽減の割合が減ったということで、それが影響して保険料の収入が——主にそれが原因として、保険料収入が前年度に比べて増加したという御説明をさせていただきました。

○委員長（杉山武志君） 補足がありますか。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） それと、均等割額と所得割額の所得に掛ける所得割率につきましては、広域連合のほうで県下一律に決められているところでございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員、よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 収入のところ、これは後期高齢者だけじゃなくて、先ほどの介護のところでもちょっと質問しようかなと思ったんですけども、繰入金というのと繰越金ってありますね。繰入金というのは、多分市の一般財政っていうか——からの特別会計の繰入れだと思うんですけども。

繰越金ちゅうのは、この表、例えば、先ほどの39ページを見ますと、ちょうど令和元年度の決算額のところ、398と、それがちょうど30年度の歳入総額歳出総額の差が398ということなんで、要はこの差を繰り入れられてるかなと。たまたまプラスだからプラスになるし、マイナスだったらマイナスなのかなと思うんですけど。

この繰越金というのは、もう本当に後期高齢者医療事業なら事業のところ、ず

っこういう費目があつて、過去からのやつにプラスマイナスの——実質的プラスマイナスの歳入歳出の差、これをどんだんここに計上していくと、こんな性質のものと理解してよろしいですか。

○委員長（杉山武志君） 杉原市民福祉部長。

○市民福祉部長（杉原功一君） ただいまの御質問について御回答いたします。

後期高齢の制度につきましては、納付金等もきっちり計算してやられております。その関係から、毎年度繰り越していくという形のものとはちょっと特別会計は変わっておりまして、ほとんど繰越金につきましては、還付未済額、要は還付しきれていないお金というものと、それと国・県から頂きましたお金等の——お金の調整等がかかるためのお金がほとんど残っておりまして、今まで積み立ててきたっていうような形とは若干ちょっと違っております。会計がきっちり、歳入歳出が調整されておりますので、それについては違う形になっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ここで、またしつこく質問すると叱られますので、後でその点について、またちょっと個別に教えていただけますか。今の説明はさっぱり分かりません。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、議案4件の議案説明、質疑を終えました。それでは、議案4件につきまして、市長に出席いただき総括質疑を行うことについて、委員の皆様の御意見をいただきたいと思ひます。市長の出席を求められますか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今、委員長のほうから、市長をお呼びして総括質問をという話だったんですが。意味が——意図というか、そこはどんなところにあるんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 恐れ入ります。

例えば、今後の方針、これ課長じゃ答えられませんので、そういう重大案件があれば、市長をお呼びして聞くということがあると思ひますが、午前中の総務企業委

員会においても、市長を呼ぶ必要はないということで終わりましたが。

もし、皆さん方にそういうことがあれば、委員長が呼びしてもという言い方をしたんですが、いかがでしょうか。

○委員長（杉山武志君） いかがいたしましょうか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） この4件は国の制度に関わる問題で、特に大きな政策的な配慮とかそういうものは考えられませんので、もう法律、法に基づいてやるしかない、こういうところがありますから、わざわざという、私は思います。

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。

法令・制度に従って事務を行っているんだから出席不要という御意見ですが、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） それでは、これより議案の討論、採決に入ります。

最初に、議案第87号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

国保加入者の多くは低所得者、またパート・臨時など不安定雇用、また農家や自営業者など収入が不安定な方も多くて、多くの方が、そういった方々がこの国保に加入しておられます。国保税の負担を軽くするべきだと意見を述べます。国保税負担を軽くする決算であるべきだったと意見を述べます。

日本は皆保険、国民皆保険の制度ですが、誰もが何らかの保険に入っておかなくてはなりません。最後のセーフティネットであるのが国保です。国保は負担を軽くして、命と暮らしを守るべきだと申し上げて意見いたします。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） さきに運営のやり方ということで、ちょっと事務局長、あるいは議長、委員長に確認しますが、今の三好委員の意見に対して、こちらのほうからこの場で言ってもいいんですか。

○委員長（杉山武志君） そうですね、反対意見述べられましたので、賛成の方は賛成の意見を述べられて結構です。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今、三好委員は、国民健康保険というのをとにかく——その前に、私はこの決算に賛成いたします。

ただ、意見として、先ほど三好委員のほうからは、国保というか最後のとりでだし、この負担をする人は非常に今、収入が低所得者であり、あるいは非常に不安定な人が多いから、もっともっと税というか、これを少なくすべきだというお話だったんですけど。

それは、確かに少ないにこしたことはないんですけども、ここの市のこの議会でそれを幾ら——例えば、市の当局に言っても、国の法律で決まってるところですから、市のところで、もし何らかの形で、例えば税率を下げるなり、あるいは何かほかのやり方で救済というか——例えば補助金を市の独自でやるとか、そういうことであれば、それは非常に有意義な提案だと思うんです。

ただ、あくまでも、もう介護にしろ国保にしろ、これはもう国のほうの法律で決まってるというようなことを前提にすれば、意見として言われるのはいいんですが、それを言ったところで、じゃあ市の行政当局で何かできるかと、これを考えると、私はやっぱり言うべき場所というか——が違うんじゃないかなというふうに正直思います。

○委員長（杉山武志君） 賛成ということですね。

○委員（藤井敏通君） だから、この決算については賛成です。ただ、三好委員の反対意見については異議があります。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございませんか。（発言する者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） それでは、これより議案第87号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、議案第87号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第90号令和元年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第90号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第92号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 反対意見を述べます。

この介護保険制度の利用は、現在は必要な方——今の制度ですが、本当の介護保険制度というのは、介護が必要な方が必要なだけの利用ができる制度であるべきです。今は、一定の認定を受けた人でしか利用できないという保険ですが、それでも利用できない認定者がいらっしゃるということもあると思います。

この37ページの意見書の中にも状況がありますが、これについて、介護保険制度の施設利用など、そういった介護保険制度について、保険は掛けるけれど介護が受けられないといったような状況が見られますので、ちゃんとした必要——先ほども言いましたが、必要な人が必要な介護が受けられるような制度にするべきだと意見を述べます。

○委員長（杉山武志君） すみません。ここで、ちょっと休憩を挟ませていただきます。

午後3時34分休憩

午後3時42分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に続き、委員会を再開いたします。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

介護保険制度の利用は、現在は必要な方が必要なだけ利用できる制度ではなく、一定の認定を受けた人しか利用できない制度です。この保険制度に反対いたします。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 意見なしと認め、採決に入りたいと思います。

本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、議

案第92号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第93号令和元年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対します。

後期高齢者医療制度——保険制度は、制度発足以来、75歳という年齢で医療給付や健康診断など差別的に行う、年齢による医療差別制度です。この制度に反対します。

付け加えていいでしょうか。

○委員長（杉山武志君） はい。

○委員（三好睦子君） この制度が、後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料の見直しが行われることになっておりますが、基本的には保険者の加入者が増えれば、ほぼ自動的に保険料が引き上げられると——引き上がることにつながっています。この制度です。

この制度に批判もあって、均等割が最高9割の軽減がありましたが、先ほど部次長からも説明がありましたが、2020年度では軽減措置が廃止になる——廃止されることとなりますが、こうしたことになれば低収入、年金の少ない人、また本当に厳しい状況になると考えます。

年金から天引きされて、収納率は九十何%ですからいいように見えますが、これは年金からの天引きですから、残った年金で生活していくのは本当に厳しくなってきます。高齢者にとって本当に生きていく厳しい制度ですから、この制度に反対いたします。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第93号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第93号は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案4件につきましての

審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから所管事項につきまして何かございましたら、発言をお願いいたします。三好委員。

○委員（三好睦子君） コロナ禍で介護施設は本当に大変だと思いますが、支援を何かされているのでしょうか。

また、職員が少なくなっているのか——それこそ制度ですが、今3交代であったのが2交代に変わっているようではすけれど、これについても、経緯とか何か、実態を見てそうなっているのかお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 今の3交代が2交代っていうのは、どの事業におきましてですか。

○委員（三好睦子君） ですけれど、本当は、今の介護施設の支援とかがいるんじゃないかと思うんですが。

コロナで——今2つお願いしましたが、コロナで介護施設に支援をされてるかどうかっていうことと、介護施設で働く人たちの労働条件なんですが、これについて、2交代って本当に大変と思うんですが、これについて、市はどのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 執行部のほうは何か情報をお持ちですか。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問ですけれども、基本的に市内の介護保健施設の運営に関しては、各事業者が検討されて、勤務シフトなんかを設定されていると思います。

ですから、3交代のところもあれば2交代のところもあるというふうには認識しておりますけれども、これはあくまで、その施設を運営する事業者のほうで最適な人員配置を考えるべきだというふうには、市の立場としてはそう思っています。

ただ、介護施設だけでなく、居宅系の介護サービス事業所についても、とにかくもう介護スタッフが足りないということをだんだん耳にするようになってきております。

ですから、30年度から介護人材確保事業というような形で、これ一般会計のほうの事業になりますけれども、介護福祉士の資格取得に関する経費を助成したり、あとは、そういった免許を持っておられる方々が美祢市に就職されて、美祢市に居住

された場合に、また別な支援といたしますか、そういったことで、市内への介護基盤への人員誘導を今図っております。

ただ、なかなか御利用に関してはうまく動いてない状況にありますので、また今、第8期の介護保険事業計画を策定する中で、よりよい形、昨今では、ようやく国内外の人の流れも出つつあります。外国人実習生の受入れ等々も話題に出てますので、そういったところで、介護保険事業者に対する支援という形を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

長時間にわたります御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後3時49分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月28日

教育民生委員長